

「多様な家族」の法的保護を可能とする家族 形成権と生命に対する権利の日仏比較研究

建石, 真公子 / TATEISHI, Hiroko

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業 研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

6

(発行年 / Year)

2014-06

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 9 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22530039

研究課題名(和文)「多様な家族」の法的保護を可能とする家族形成権と生命に対する権利の日仏比較研究

研究課題名(英文) A comparative study between Japan and France, on right to family formation and right to life, to enable the legal protection of "diversity of family model".

研究代表者

建石 真公子 (TATEISHI, Hiroko)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：20308795

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円、(間接経費) 660,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、伝統的な家族概念とは異なる「多様な家族」に対する法的保護を、「家族形成権」と「生命に対する権利」の保障の側面から考察したものである。

フランスにおいては、主としてヨーロッパ人権条約8条「家族生活の尊重の権利」により、非嫡出子相続分差別の廃止、同性愛者の養子の権利が実現した。日本においても、最高裁の2013年9月4日「非嫡出子相続分違憲判決」では、外国法及び国際人権条約の影響を立法事実を支える「環境」の変化として位置付けている。すなわち、人権条約による「外的な」保障が、国内の多数派民主主義を基盤とする「伝統的な」家族観を変更する可能性をもつことが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：A study was conducted in Japan and France to investigate the legal protections, in terms of protection of a right to family formation and the right of life, of diversified families whose concept differs from that of the traditional family.

In France, discriminatory inheritance by illegitimate children was abolished and protection of the right of adoption of children by homosexual individuals was achieved as a result of the right to respect for private and family life under Article 8 of the European Convention on Human Rights. In Japan, too, the Supreme Court decision concerning discriminatory inheritance by illegitimate children of September 4, 2013 suggests that the effects of foreign laws and international conventions on human rights are positioned to change the supports legislative facts. The study revealed that external safeguards based on human rights conventions can potentially change the traditional view of the family, which is based on the domestic democratic majority.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学 公法学

キーワード：家族生活を尊重される権利 フランス憲法院 ヨーロッパ人権裁判所 人格権 中絶 生殖補助医療
人権条約の国内適用 家族の多様性

様式 C-19、F-19、Z-19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初(2010年)における「多様な家族の法的保護」研究の背景は、フランスにおいては、伝統的な家族像、婚姻像が急激に変化しつつある過程といえる。従来、伝統的な家族像、婚姻像の最後の砦といわれていた「非嫡出子相続分差別」を定める民法規定が、2000年にヨーロッパ人権裁判所判決によりヨーロッパ人権条約8条「私生活及び家族生活の尊重」、14条「条約上の権利に関する差別禁止」に反すると判断されたため、2001年、民法改正をし、非嫡出子差別を定める規定を削除した。これにより、法的地位に関わりなく子どもの平等が達成するとともに、「法律婚」と「それ以外のパートナー関係」に関する法的保護は、養子の可否、生殖補助医療へのアクセスの権利等、限られた領域を残すのみとなっていた。すなわち、「多様な家族」という意味での、法律婚以外の多様な法的なパートナー関係において、「子どもの間の平等」は達成したといえる。

「婚姻外のパートナー関係の法的保護」の面では、周知のように、フランスは、1999年にパックス法を制定し、同性、異性を問わず、二人の成人の間のパックス契約を認めている。これにより、婚姻や内縁以外に、パックス契約に基づくパートナーが法的に保護されることとなり、相続、扶養、社会保障等、婚姻、内縁関係とほぼ同等の保護を受けることとなった。

残された課題は、養子および生殖補助医療によって子供を持つことである。養子については、独身者の養子を持つことを法的に認めていることから、いかなるカップルであれ、婚姻していないという意味で、独身として養子を持つことが可能である。これについては、同性愛カップルの一人による養子の申請が、同性愛者であることを理由として行政的に認められなかった事件に関して、ヨーロッパ人権裁判所は、カップル間の平等に反するとしてヨーロッパ人権条約8条及び14条違反と判断している。生殖補助医療に関しては、1994年生命倫理法が生殖補助医療を法律婚に限定している点が問題となる。

日本においては、フランスとの比較では、非嫡出子相続分差別を定める民法900条4号但し書きの合憲性をめぐる違憲審査で、「法律婚の保護」を「子どもの福祉や平等」に優位させることに「合理性がある」と判断され、2010年時点でもこの判例は維持されている。

他方、「多様なパートナー関係」という面では、2003年に性同一性障害者特例法の制定により、性別再指定を行った人に関して、戸籍の性別記載変更が認められ、したがって、婚姻も可能となった。しかし、このような場合、婚姻したカップルが、人工授精により子をもうけた場合、男性に性別再指定をした「夫」が、戸籍実務上、父親推定を受けない、すなわち父親と認められないという問題が生じていた。

すなわち、「伝統的家族」の保護に比べて、「多様な家族」の法的な保護は、「伝統的家族」の観点から、望ましくないものとみなされていたといえる。

2. 研究の目的

本研究は、そのような背景から、「多様な家族」の保護が、家族を形成する「個人」の権利を根拠とするものであることを、「家族形成権」および生殖補助医療にアクセスする権利として「生命に対する権利」の保護の両面から検討するものである。

フランスに関しては、①まず、権利保護の未だ不明確な「生命に対する権利」を中心に、生殖補助医療にアクセスする権利(生む権利)および「家族形成権」としての「中絶の自由(生まない権利)」に関して検討する。②次に、ヨーロッパ人権条約が国内法に与える法的影響力が強いこと、つまりが法的拘束力が強い点に着目し、人権条約と国内法特に憲法との関係を明らかにする。

日本に関しては、家族に関する新しい権利の法的保護の進まない要因について、①憲法上、いまだ明確ではない家族形成権(24条及び13条)について、学説、判例を通じて明らかにし、②さらに、国際的な人権条約の適用が不活発な点も、伝統的な家族像を変更できない理由であるとの仮説のもと、適用が不活発な理由を明らかにし、および改善点を考察する。

3. 研究の方法

研究は、主として、個人、およびカップルの、家族形成権および生命に対する権利について明らかにする、という目的に関して次の3つの方法によって行う。①憲法上の権利の解釈を学説、判例を検討することにより明確にする、②同権利に関して、国内法上の権利解釈に影響を与える国際人権条約の解釈及び判例を明らかにする。フランスの場合は、ヨーロッパ人権条約についてヨーロッパ人権裁判所判決の検討、日本に関しては、国際人権規約における学説および各機関の判断を検討する。③国際人権条約の国内法への影響を法的に明らかにする。

4. 研究成果

(1)フランスにおける「私生活の尊重を受ける権利活の尊重を受ける権利」の憲法規範化
私生活の尊重を受ける権利は、フランスにおいて、憲法上、および国際的な法規範等、多様な規定によって保護を受けている。国際的な法規範としては、まず、ヨーロッパ人権条約8条は「全ての人は私生活および家族生活、住居ならびに通信の尊重を受ける権利を有する」と定め、EU司法裁判所の判決(Décision du 8 avril 1992, Commission c. Allemagne)では、ヨーロッパ人権条約8条を参照しつつ、私生活の尊重を受ける権利を共同体の法秩序によって認められた基本権と解釈している。また、EU基本権憲章は、7条で「すべての人は私生活および家族生活、住居ならびに通信の尊重を受ける権利を有

する」とし、8条で個人情報の保護を定めている。ほかに、市民のおよび政治的権利に関する国際規約17条においても「何人も、その私生活および家族生活、住居もしくは通信に対して恣意的にもしくは不法に干渉されまたは名誉及び信用を不法に攻撃されない」と定めている。これに対し、同権利が憲法上の権利として保護されるようになるのは、近年のことである。

①憲法上の権利となるまでの経緯

1958年憲法は、私生活を尊重される権利を保護する規定をおいていない。同権利が、最初に憲法院によって、間接的にはあるが、憲法上の権利として認められたのは1977年の判決(76-75 DC du 12 janvier 1977, *Fouilles des véhicules*)である。判決は、私生活の権利を、憲法66条の「個人的自由—*liberté individuelle*」の内容を構成する権利として位置づけ、これにより、法律による同権利の侵害に対しては保障されるようになった。同判決以前は、私生活の尊重の権利は、1790年7月11日法(民法9条)「全ての人々は私生活を尊重される権利を有する」に基づき、法律上の権利として、もっぱら司法裁判所によって保護されていた。

しかし、1977年判決は、私生活の尊重の権利を憲法66条の「個人的自由」として位置づけたことから、その保護に関していくつか問題を抱えることになった。というのは、まず、「個人的自由」は「司法権は、個人的自由の守護者である」と定めるため、その解釈においてこれまでの司法裁判所の判例に拘束される傾向のあること、また、私生活の尊重の権利侵害は、同時に、「個人的自由」を侵害するものである必要があるということが、憲法院1995年1月18日判決(*Décision 94-352 DC du 18 janvier 1995, Video-surveillance*)で明らかにされているからである。

他方、憲法院は、このような問題を避けるために、1988年の判決(88-244 DC du 20 juillet 1988)以降、「私的自由—*liberté personnelle*」という新たな権利解釈を行っている。この新しい権利概念は、従来の個人的自由の枠を超え、社会法や個人情報保護の分野における私生活の権利について憲法裁判官が判断することを可能とした。

こうした状況を大きく変えたのが、1999年7月23日判決である。同判決は、私生活の尊重の権利を1789年「人と市民の権利宣言」2条の保護する権利、すなわち自然権および不可侵の権利(私的自由)とした。これにより、私生活の尊重の権利は、憲法上に固有の根拠を得たのである。この判決以降、私生活の尊重の権利は、個人的自由の侵害と関連しない、憲法裁判官によって保護される権利となり、その保護は拡大した。さらに、憲法66条と関連しないことから、従来の司法裁判所による保護に加え、行政裁判所によって保護されることも可能となった。

②私生活の尊重を受ける権利の内容

私生活の尊重を受ける権利は、当初、憲法66条から引き出される「個人的自由」の内容の一部として解釈されていたため、警察の捜索との関係でのプライバシーの保護が中心であった。その後、私的自由(*liberté personnelle*)と解釈されるようになり、その保護内容は広がっている。しかし、まだヨーロッパレベルの幅広い権利保護からは乖離がある。

(a)住居、車両ならびに通信の保護

私生活の保護として、まず住居は、公権力の捜索に対して保護される。憲法院1983年12月29日判決(83-64 DC)は、税務による住居の捜索を認める法律に対して、この様な捜索は、憲法66条の保護する「個人的自由」、とりわけ住居の不可侵の尊重に配慮して行われなければならないと述べている。この住居の保護は、1977年判決では、「個人や家族にとって安心しうる場所としての」車両に保護に及んでいる。ビデオ・カメラによる監視システムに関しては、2011年判決は、2010年の法律が、公道上のビデオによる監視の活用録画を私人にゆだねる規定に関して、一般行政警察の権限を私人へ委任することは、1789年人権宣言12条に反するとした。

(b)個人的選択

私生活の尊重を受ける権利は、上述のような、公権力の介入による侵害を防ぐ側面に加え、個人が私生活において行う個人的な選択を認めるという積極的な面も含んでいる。

まず第1に、女性と男性に対する婚姻の権利がこれにあたる。婚姻の権利は、移民政策に関する1993年8月13日判決(*Décision 93-325 DC du 13 août 1993, Maîtrise de l'immigration*)で「個人的自由」を形成する内容の一つとして憲法上の権利であることが認められ、ついで2003年及び2006年判決(*Décision 2003-484 DC du 20 novembre 2003, Loi relative à la maîtrise de l'immigration, au séjours des étrangères en France et à la nationalité, Décision 2006-542 DC du 9 novembre 2006, Loi relative au contrôle de la validité des mariages*)で「私的自由」と解釈されている。なお、2013年5月、同性婚を制度化する法律が制定された。ただ、同性婚カップルに関しては生殖補助医療による出生は認められていない。

(2)フランスにおける生命に対する権利

生命に対する権利(*le droit à la vie*)は、フランスにおいては憲法上の権利として明確な規定がなく、憲法院の判例を通じて徐々に形成されてきた権利である。この権利の憲法による保護が最初に問題となったのは、人工妊娠中絶法の違憲審査である。他方、同権利は、ヨーロッパレベルの法規範においては、明確に規定されている。まずヨーロッパ人権条約2条1項は「全ての人々は生命に対する権利を有する」と定め、この権利は「国際的な人権において最高の価値」と解

積されている（ヨーロッパ人権裁判所 2001年3月22日判決）。またEU基本権憲章2条1項も同様の規定をおいている。したがって、ヨーロッパ人権条約を適用する行政・司法裁判所においては、法律に関して生命に対する権利との条約適合性審査が行われており、憲法上の権利との乖離がみられる。

身体の完全性 (l' intregirite physique) は、「身体の不可侵性」を意味する主観的な権利である。

憲法院は、身体の完全性に関する権利の根拠規定として、1946年憲法前文の「健康の保護」をあげている。また民法は、16条1項「人間の身体の不可侵」、16条2項「人の身体、および身体の構成要素及び産物に対する不法な侵害を防止する裁判官の権能」、16条3項は「医学上の必要のある場合を除き、身体の完全性への侵害の禁止」を定めるなど、医療との関係における身体の不可侵性を保護している。他方、刑法においても、殺人罪(221-1~7)、傷害罪(222-7)、拷問等の禁止(222-1~6)、性的暴力罪(222-22~33)により、身体への侵襲を禁止している。

①生命に対する権利と中絶

ヨーロッパ人権条約2条の生命に対する権利は、国による生命に対する侵害の禁止から、積極的な生命の保護まで幅広いが、フランスにおいては、まず人工妊娠中絶法と胎児に権利との関係で合憲性が問われた。

憲法院は、1975年1月15日の人工妊娠中絶法に関する違憲審査において、同法の定める中絶は、一定の要件の場合にのみ「生命の始まりの時から全ての人間の尊重原則」を侵害せず、また「共和国の諸法律によって認められた基本的原則」、1946年憲法前文の「子どもの健康の保護」その他の「憲法的価値を有する規定」に反しない、として合憲の判断がなされた。

次に、1994年の生命倫理法に関する違憲審査において、出生前診断が中絶を要請する、という主張に対して、同規定は「新たな中絶を認めるものではない」と判断している。

さらに、中絶可能期間を10週から12週へと延長する2001年の中絶法改正に関する違憲審査においては、憲法の要請する、人の尊厳と1789年「人と市民の権利宣言」2条に基づく自由の間の均衡を破るものではないこと、また民法16条4項の禁止する「人の選別につながるような優生学」にも該当しないとして合憲とした。

2010年6月12日のQPCによる反Perruche法に関する判決において、憲法院は、出生前診断の過誤により障害を持って出生した子は、その障害が医師の誤診を原因とするものではなく、単に母親から中絶の自由を奪った結果であり、倫理的および社会的評価は立法者の裁量であると、合憲とした。中絶法は胎児条項による中絶を認めているが、判決は中絶の自由の侵害については権利の問題としては判断していない。

生命に対する権利に関しては、フランスでは、2000年代に入り「死を選ぶ権利」が社会的に問題となり、その結果、2005年に「患者の権利及び生の週末に関する法律」が制定された。この法律は、積極的安楽死を認めるものではなく、一定の条件の場合に、医師は治療を中断し、尊厳死を実施することを認めるものである。

②身体的完全性の権利と捜査目的の血液採取

警察の捜査との関係における人体の構成要素の採取の問題として、血液採取がある。2003年の「国内の安全に関する法」は、刑事訴訟法706-47-1条として、一定の犯罪（強かん等）の場合に被疑者の医療検査、血液採取を定める。この規定に関する違憲審査で憲法院は、1946年憲法の定める被害者の健康の保護から認められ、また武器の平等、防御権を侵害しないとされた。同法における外的身体物採取に関しては、体内の手術によるものではないため、身体の不可侵性に対する侵害ではなく等の理由で合憲とした。

③身体的完全性と健康の保護

身体的完全性に関する憲法院の判断として、臍帯血からの細胞採取の禁止に関する2012年5月16日判決[2012-249 QPC]では、1946年憲法前文の健康の保護の規定に照らし合憲であるとし、精神疾患患者の同意なしの強制入院を定める公衆衛生法L326-3条については、一方で健康の保護及び公共の秩序の維持、他方で1789年「人及び市民の権利宣言」2条の保護する「私的自由-liberte personnelle」に関して明白に不均衡とはしえないとして合憲とした。他方、匿名出産に関して、母親の権利と子の出自を知る権利の保護の関係が問われた2012年5月16日判決[2012-248 QPC]では、匿名出産規定は健康の保護という憲法上の要請に対する法的保護を奪うものではない、として合憲とした。

以上のように、生命に対する権利および身体の完全性は、生命と身体の保護という重要な権利ではあるが、憲法上には明確な規定がなく、憲法院は1946年憲法前文の「健康の保護」によって同権利を保護している。QPC制度の創設以前は、制定後の法律に対する違憲審査がなく、もっぱらヨーロッパ人権条約に対する条約適合性審査によって、法律による権利侵害が審査されてきた。しかし、フランスは、ヨーロッパ人権裁判所から、主として刑事手続きや移民政策に関して2条違反判決を受けており、行政・司法裁判所における生命に対する権利保護との関係で、憲法上の権利としてさらにヨーロッパ人権裁判所の解釈に近づく可能性もある。

(3)日本における「多様な家族の法的保護」と国際人権法

国際人権法において「家族」の保護が置かれる理由は、①家族に対する国家の介入の禁止、②家族に関する社会保障制度の確立、の二つと考えられる。

この観点から、日本の直面している課題である民法改正問題を検討すると、民法 733 条(再婚禁止規定)については、立法目的が嫡出推定を避けるためであれば、婚姻の際に、非妊娠証明書、あるいは子どもの出生後の DNA 検査で足りる(フランスの法改正の論理)。つぎに、選択的夫婦別姓—民法 750 条に関しては、国家賠償請求(2014 年 3 月 28 日 東京高裁判決)が提起されているが、憲法 13 条・24 条・Cedaw16 条 1 項 b・1 項 g の諸権利の侵害とみなしうる。

これらの民法規定の合憲性の判断は、第 1 に、近年の最高裁の立法事実の変遷(時の経過論)と違憲審査(①最大判 2008. 6. 4 国籍法違憲、②最大決 2013. 9. 4 婚外子相続分差別、③ 東京地判 2013. 11. 26 遺族補償年金)の例のように、社会や時間の経過による意識の変化により、立法当時からは違憲とは判断しないが、現在では違憲となっているとするものである。すなわち、家族像の変化を反映させる可能性があると考えられる。たとえば、立法事実の変遷、女性の就労における不利益、家族における個人の尊重の浸透、両性の平等、プライバシーの保護⇒立法事実の変遷といえるのは、「姓」の選択が、個人の人格権と主張できるまでに、通称使用が増加すること、学説において「人格権」概念に姓の選択を含ませることなどが必要ではないだろうか。

多様なカップル化の平等という面では、性同一性障がい者の戸籍記載に関する最高裁決定(2013 年 12 月 10 日、最小三決)は、次のように判断し、一定の進展がみられる。「性別の取扱いの変更の審判を受けた者については、妻との性的関係によって子をもうけることはおよそ想定できないものの、一方でそのような者に婚姻することを認めながら、他方で、その主要な効果である同条による嫡出の推定についての規定の適用を、妻との性的関係の結果もうけた子であり得ないことを理由に認めないとするは相当でなく、「妻が夫との婚姻中に懐胎した子につき嫡出子であるとの出生届がされた場合においては、戸籍事務管掌者が、戸籍の記載から夫が特例法 3 条 1 項の規定に基づき性別の取扱いの変更の審判を受けた者であって当該夫と当該子との間の血縁関係が存在しないことが明らかであるとして、当該子が民法 772 条による嫡出の推定を受けないと判断し、このことを理由に父の欄を空欄とする等の戸籍の記載をすることは法律上許されない」原決定を破棄し、本件戸籍記載の訂正の許可申立てを認容した。

この判決に関する裁判官の判断は、①特例法と民法については、「推定の及ばない嫡出子」か(大谷裁判官少数意見)⇔「高度化する生殖補助医療など立法当時に想定しない事象」「解釈上可能な限り、そのような事象も現行の法制度の枠組みに」(木内裁判官補足意見)、『血縁関係による子をもうけ得ない一定の

範疇の男女に特例を設けてまで婚姻を認めたい以上は、血縁関係がないことを理由に嫡出子を持つ可能性を排除するようなことはしない』と解することが相当(寺田裁判官補足意見)の対立がある。

他方、嫡出推定に関しては、嫡出性の推定は通常夫婦間でのみ性交渉が行われるという蓋然性と夫婦間でのみ行われるべきであるという当為によって根拠づけられる(岡部裁判官)⇔「民法が、嫡出推定の仕組みをもって、血縁的要素を後退させ、夫の意思を前面に立てて父子関係、嫡出子関係を定めることとし、これを一般の夫に適用してきたからには、性別を男性に変更し、夫となった者についても、特別視せず、同等の位置づけがされるよう上記の配慮をしつつその適用を認めることこそ立法の趣旨に沿うものである」(寺田裁判官)の対立がみられる。判決は、特例法の枠組みで民法を解釈したものと考えられる。性別再指定をした当事者が、変更後の性別で婚姻し、提供精子による子の出生の場合のみ、生物学的な血縁関係が存在しないことを根拠に民法 772 条を適用しないことは、異性カップルと性別再指定カップルとの間の平等の観点からは、後者に対する差別となる。

結論として、家族保護と個人の尊重・平等は対立するかという課題に収れんするが、国際人権法、および第 2 次世界大戦後に制定された憲法における「家族の保護」規定は、個人の尊厳を基盤としつつ、家族に対する国の恣意的な介入を避けるとともに、家族の法的保護を要請する社会権的権利の保護である多様な形態の家族を「家族」概念に包含することにより、現実の「家族」実態に適應することが要請される。保護すべきは、「家族」という個人間の親密な関係であり、個人が選んだ、また個人が愛情をもって育む親密な関係の保護であり、それによりそのような家族を必要とする「個人」の人格権が保護される。すなわち家族形成権は人格的自律に基づいた権利といえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 11 件)

①建石真公子「国際人権法の観点からの日本の家族制度」大阪弁護士会報告原稿、大阪弁護士会 HP 掲載(2014 年 7 月)。査読無。

②建石真公子「フランス 2008 年憲法改正における違憲審査と条約適合性審査 - 人権保障における憲法とヨーロッパ人権条約の規範の対立の逆説的な強化 - (2)」法学志林 111 巻 3 号、1-24 頁、2014 年。査読無。

③建石真公子「フランス憲法院における比例原則による基本権保護—フランス的憲法伝統とヨーロッパ法の交錯—」比較法研究 75 号、237-245 頁、2013 年。査読無。

④建石真公子「ヨーロッパ人権裁判所における『公正な裁判』保護の拡大—『ヨーロッパ規範』の形成および手続き的保障による実体

的権利の保護へ」比較法研究 74 号、18-35 頁、2012 年。査読無。

⑤建石真公子「フランス 2008 年憲法改正における違憲審査と条約適合性審査—人権保障における憲法とヨーロッパ人権条約の規範の対立の逆説的な強化—(1)」、法学志林 109 号 3 号、1-53 頁、2012 年。査読無。

⑥建石真公子《L'impact de droit international sur la Constitution Japonaise》、法学志林、109 卷 4 号、1-28 頁、2012 年。査読無。

⑦建石真公子「人権保障における憲法裁判所とヨーロッパ人権裁判所 総論」比較法研究 73 号 166-171 頁、2011 年。査読無。

⑧建石真公子「人権保障におけるフランス憲法院とヨーロッパ人権裁判所」比較法研究 73 号、181-192 頁、2011 年。査読無。

⑨建石真公子「身体の自己決定権」と人格の尊重—ヨーロッパと日本における法的保護に関する覚書」スポーツとジェンダー研究、9 号、2011 年、114-120 頁。査読有。

⑩建石真公子「国際的な子の奪取に対する国内裁判所の返還命令と「家族生活尊重の権利」保護—ノイリンガーとシュルク対スイス判決（ヨーロッパ人権裁判所大法廷 2010 年 7 月 6 日判決）、国際人権 21 号、173-176 頁、2011 年。査読有。

⑪建石真公子（翻訳）「ヨーロッパ人権裁判所判例における身体の自己決定原則、Michel Levinet, スポーツとジェンダー研究 9 号、89-113 頁、2011 年。査読有。

〔学会発表〕(計 4 件)

①建石真公子「フランス憲法院における比例原則の適用—基本権保護をめぐる憲法院・立法権・ヨーロッパ人権裁判所—」、比較法学会、2013 年 6 月 1 日、於青山学院大学。

②建石真公子、Le droit au respect de la dignité et le droit de la personnalité dans la Constitution japonaise : Qu'est-ce que le noyau dur de la personnalité ?, Symposium on "Contextual Approach to Human Rights and Democracy"—Dialog between Europe and Japan, February 18 -19, 2013 -In Cerebration for 15th Anniversary of Japanese status as an observer in the Council of Europe-.

③建石真公子「ヨーロッパ人権裁判所による「公正な裁判」保護の拡大——「ヨーロッパ規範」の形成および手続き的保障による実体的権利の保護へ——」比較法学会、2012 年 6 月 3 日、於京都大学。

④建石真公子「人権保障における憲法裁判所とヨーロッパ人権裁判所」比較法学会、2011 年 6 月 4 日、於法政大学。

〔図書〕(計 7 件)

①石田久仁子ほか編『フランスのワークライフ・バランス』バド・ウイメンズ・オフィス、2013 年、建石真公子「フランスの人権保障

の現在・ヨーロッパ人権条約および人権条約の重要性」、106-113 頁、建石真公子「性差別禁止における EU 法および人権条約の実効性」、115-121 頁。

②杉浦ミドリ、建石真公子、吉田あけみ、來田享子編著『身体・性・生 個人の尊重とジェンダー』尚学社、2012 年。建石真公子「プロローグ—身体・性・生と『個人の尊重』」3-10 頁、建石真公子「第 2 章 女性の『人格の尊重』と中絶の権利—ヨーロッパにおける「憲法」と「ヨーロッパ人権条約」による保障—」74-141 頁。

③谷口洋幸、斎藤笑美子、大島理沙編『セクシュアルマイノリティ判例集』信山社、2013 年、建石真公子「性別記載変更拒否のヨーロッパ人権条約適合性-グッドウィン対イギリス」、47-51 頁。

④フランス憲法研究会編代表辻村みよ子『フランスの憲法判例 II』信山社、2013 年 3 月、建石真公子「解説私生活の尊重を受ける権利」、82-83 頁。建石真公子「国際刑事裁判所規程の憲法適合性（1998 年 1 月 22 日判決、2010 年 8 月 5 日判決）」、50-55 頁、建石真公子「解説 生命に対する権利と身体の完全性」、105-106 頁、建石真公子「人工妊娠中絶法における『生命の尊重・人格の尊厳』と『女性の自由』(1975 年 1 月 15 日判決、2001 年 6 月 27 日判決)」、107-112 頁、建石真公子「反ペリュシュ (Anti-Prerruche) 法の憲法適合性(2010 年 5 月 28 日判決)」、318-322 頁。

⑤山下泰子、辻村みよ子、浅倉むつ子、戒能民江編『コンメンタール女性差別撤廃条約』、尚学社、2012 年 5 月、建石真公子「第 2 条国家の義務」、101-126 頁。

⑥(財)東海ジェンダー研究所記念論集編集委員会編『越境するジェンダー研究』、明石書店、2010 年 6 月、建石真公子「『ジェンダーに基づく差別』禁止と人権条約—フランスにおける性差別禁止に関する国内法制と人権条約」、189-219 頁。

⑦(共訳書)Wolfgang Benedek (原著)、中坂 恵美子、徳川 信治、板倉 美奈子、建石真公子、西片 聡哉『ワークアウト国際人権法—“人権”を理解するために』東信堂、2010 年、建石真公子「女性の人権」、123-142 頁、建石真公子「法の支配と公正な裁判」、143-161 頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

建石真公子 (TATEISHI, Hiroko)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：20308795